

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年三月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

第二号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和三年三月 四日	指定の年月日
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保（元上南畑分） 字永久保四千九番二十三	指定に係る道路の位置
十八・〇四	指定に係る 道路の延長 （単位メートル）
四・二〇	指定に係る 道路の幅員 （単位メートル）